

2022.01.27

2022.02.02 改正

## 新型コロナウイルス等の感染者が確認された場合の対応

日ノ丸自動車株式会社

### (1) 従業員の感染が確認された場合の対応

- ・ 保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

### (2) 連絡体制

- ・ 所属長を中心に保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 所属は、関係する市町村関係部署へ報告する。
- ・ 業務部は、鳥取陸運支局（中国運輸局）・鳥取県交通政策及び報道機関へ報告する。

### (3) 濃厚接触者の取扱い

- ・ 保健所からの連絡により濃厚接触者と特定された場合には、保健所の指示に従うこと。また、速やかに会社へ指示内容について報告する。
- ・ 新型コロナ感染症陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）とする。
- ・ ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者」という。）（※）に限り、7日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。
- ・ 上記いずれの場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。
  - 1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要な場合に行うこと。
  - 2) 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
  - 3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能であること。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

4) 事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

5) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えよう説明すること。

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「(別添)事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者とする。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年11月25日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

#### (4) 従業者に感染の疑いがある場合

○発熱等の風邪症状がみられ感染の可能性がある場合には、入社せずに会社に報告し、かかりつけ医もしくは受診・相談センターに相談のうえ、医療機関を受診し、その指示に従う（核酸検出検査又は抗原定量検査を行う場合、陰性が確認されるまでの間のお社を控える）。なお、入社後に発熱等の風邪症状がみられる際は、当該従業者にマスクを着用させ、速やかに帰宅させるとともに、当該従業者と接触した従業者の洗い出し（症状を呈した日の2日前から現時点まで）を行う。

※乗務員の場合、感染症対策に限らず体調不良の場合には乗務はさせない。

#### (5) 従業者が感染した場合

従業者に感染の疑いがある場合において、従業者が医療機関を受診した結果、PCR検査や抗原検査が必要であると判断され、陽性であると判明した場合は、保健所から当社に連絡が入り、保健所職員による濃厚接触者の特定と消毒の指導が行われるので、その内容に従った対応を速やかに実施する。

※予防対策の再徹底の周知に当たっては、感染者が特定されることがないように留意するとともに、従業者が得た各種情報について、取材対応やSNS（Facebook や Twitter 等）への投稿等、個人による各種メディアへの情報発信を絶対に行わないよう指導を行う。（憶測や不確定な情報を発信することで、組織の社会的信用に大きなダメージを与えることになり、取り返しのつかない事態に陥ることになる）

#### (6) 取引先等において感染者が発生した場合

取引先等において感染者が発生した場合は、当該感染者の行動履歴（症状を呈した2日前から最終入社日まで）を取引先等から聴取し、当社の従業者との接点の有無を調査する。

#### (7) バス利用者に感染者が発生した場合

バス利用者が陽性であると判明した場合は、保健所から当社に連絡が入り、保健所職員による立入調査（濃厚接触者の特定等）や消毒の指導が行われた場合は、その内容に従った対応を速やかに実施する。また、全従業者に対して、当該感染事例を周知するとともに、社内・車両設備などの消毒の内容に従っ

て、新型コロナウイルスの感染者が接触した車両の消毒を実施する等予防対策を改めて徹底する。  
また、消毒している写真などをホームページなどで公表し、他の利用者に安心して乗車していただくように務める。

#### (8) 従業員の同居の家族に感染の疑いがある場合

従業員の同居の家族に感染の疑いがある場合は、以下の点に注意して自宅での対応を行うよう指導すること。

○部屋を分ける。

- ・ 子供がいる、部屋数が少ない等、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離が保てるよう、仕切りやカーテン等を設置することを推奨する。
- ・ 感染の疑いがある家族は、部屋から出ないようにし、トイレやバスルーム等の共有スペースの利用は最小限にする。

○感染の疑いがある家族の世話は、出来るだけ限られた者が行い、心臓、肺、腎臓に持病のある者、糖尿病の者、免疫の低下した者、妊婦等が感染の疑いがある家族の世話をするのは避ける。

○マスクを着用する。

- ・ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さない。
- ・ マスクの表面には触れないようにし、マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外す。
- ・ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗う（消毒用アルコールでも可）。

※ マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔なマスクと交換する。

※ マスクがない時等に咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

○ こまめに石鹸で手を洗い（消毒用アルコールでも可）、洗っていない手で目や鼻、口等を触らないようにする。

○ 共有スペースや部屋の窓を開け放しにする等定期的に換気する。

○ 手で触れる共有部分を消毒する。

- ・ 物に付着したウイルスはしばらく生存するため、共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵等）は、消毒用アルコールや薄めた塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きする。
- ・ トイレや洗面所は、通常の実用洗剤ですすぎ、消毒用アルコールや薄めた塩素系漂白剤でこまめに消毒する。
- ・ タオル、衣類、食器、箸・スプーン等は、通常の実用洗剤で洗って問題ない。
- ・ 感染者の使用したものを分けて洗う必要はない。
- ・ 洗浄前のものを共用しないようにする。
- ・ 特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチン等では共用しないように注意する。

○ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かす。（糞便からウイルスが検出されることがある）

○ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。その後は直ちに石鹸で手を洗う。

#### (9) 従業員の同居の家族が感染した場合

従業員の同居の家族が感染した場合、当該従業員は濃厚接触者<sup>※(3)</sup>濃厚接触者を参照として特定され、保健所から10日間の自宅待機による健康観察が求められることから、会社は保健所の調査に積極的に協力し、

その指示に従った対応を速やかに実施する。

### (10) 事業の縮退

感染者や濃厚接触者の出勤停止により、平常時と同レベルでの事業継続が困難となった場合には、優先的に継続・復旧させる事業（事業種別・運行路線・顧客）を把握するとともに、需要減を見据えた事業の縮退について速やかに検討し、その対応に必要な経営資源（人・物・金・情報）の確保が出来次第実施する。

※事業の縮退により余剰となった経営資源を優先的に継続・復旧させる事業（事業種別・運行路線・顧客）に充てることも検討する。

第1段階…所属において、予備運転者や運管代理者の乗務調整。

第2段階…運行主任者の緊急乗務や休務乗務員の出勤要請による対応を行う。

第3段階…貸切バスの運行を所属間で調整し対応する。

第4段階…貸切バスの運行を受注元に他社運行への変更をお願いし、可能な場合備車手配する。

第5段階…高速バスの共同運行会社に当社便の運行を要請する。

第6段階…高速バスの減便や運休による対応を行う。

第7段階…一般路線バスの減便や運休による対応を行う。

※所属ごとに仕業の優先順位を決めておく。また、通勤・通学にも大きな影響を与えることもあり、この優先順位については事前に行政の了解を取っておくこと。

- ・ 役職者は、緊急事態として調整・連絡など対応する。
- ・ 事務員は、バス停への告知ビラ（行政機関の判断に従う）など必要な対応を行う。

### (11) 復旧対策

- ・ 急激な復旧は新たな感染拡大を引き起こす可能性があるため、緩やかな復旧（段階的な復旧）を行う。
- ・ 新たな感染拡大が発生した場合に、再度速やかに事業の縮退が出来るよう、臨時の態勢を維持する。

### (12) 緊急会議

- ・ 状況に応じ「緊急会議」を設ける場合がある。

緊急会議のメンバーは、社長・常務及び各部長の他、看護師も加える。会議は感染拡大防止のためWeb（電話）会議を基本とする。（産業医も参加要請）

## 抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
- ※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
- ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
  - ・理解度確認テスト
- [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いのないことを確認しました。

確認日：

令和●年●月●日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

日ノ丸自動車株式会社

確認者の住所：

鳥取県鳥取市古海 620 番地

## 抗原定性検査キットを利用する方へ

### 1 使用にあたって

- ① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開する WEB 教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

- ② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。

・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

### 2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2cm程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を10回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15分～30分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。

- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

### 3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

### 4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	<p>ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。</p> <p>参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット）</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet_katei.pdf">http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet_katei.pdf</a></p>

○発熱等の症状がある場合

■まずは事前にかかりつけ医に相談

- ・受診の際は、事前に受診方法等を確認。
- ・医療機関によっては、感染防止対策として発熱患者を特定の時間帯や別の場所で診療するところもあります。事前に受診時の注意事項を確認してから受診する。

■かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合

- ・受診相談センターへ

受付時間	区分	連絡先		
9時～17時 15分 ※土日祝日 含む	電話	<b>コロナ 至急に</b> <b>0120-567-492</b>		
	FAX	0857-50-1033 ※夜間も送信できますが、お返事は翌日以降になります。		
上記以外の 時間	地区	東部	中部	西部
	電話	<b>0857-22-8111</b>	<b>0858-23-3135</b>	<b>0859-31-0029</b>

【相談窓口】

鳥取保健所 電話 0857-22-5694  
 倉吉保健所 電話 0858-23-3145  
 米子保健所 電話 0859-31-9317  
 日野保健所 電話 0859-72-2037  
 県健康政策課 電話 0857-26-1154

【報道機関】

NHK鳥取 電話 0857-22-6692  
 FAX 0857-24-5066  
 山陰中央TV松江 FAX 0852-22-4490  
 山陰放送米子 FAX 0859-33-4130  
 日本海TV鳥取 電話 0857-27-2152  
 FAX 0857-27-2191

所属で対処する事項		本店で協議、対処する事項
・人権を配慮した対応		
・所定フォームにて本店労務部長・業務部長・業務部次長へ報告(第一報は早めに、詳細等判明次第に二報・三報と報告)	⇒	本店労務部で情報を管理する (看護師に情報共有)
・関係の市町村へ報告する	⇒	業務部は支局・県へ報告する
・所属長の判断により		※業務部は支局・県に対し最悪時の対応説明を事前に行い理解を求める
1.乗務員が電話当番の場合、事前に当番を事務員へ振替え、乗務又は予備とする		
2.事前に連休運転者の出勤協力の要請をしておく		労務部は支部へ取組について報告
3.運行主任者の乗務(事務員による点呼体制の確保)		
※事前に4条、79条路線とも市町村へ最悪時の対応説明を行い理解を求めておく		
・所属長及び担当係の判断により		
4.貸切の振分可能仕業の抽出及び振分作業を観光部へ報告	⇒	受注センターにおいて振分作業
5.貸切の備車可能仕業の抽出及び備車手配	⇒	観光部も対応
6.高速バスの共同運行会社に当社便の運行を要請する	⇒	業務部も対応
7.高速バスの減便・運休作業について業務部へ報告(お客様への連絡作業は所属にて対応)	⇒	業務部は支局・県・報道機関へ報告を行い、ホームページにアップする
8.一般路線の減便・間引き運行を業務部に相談し、事前に決めた優先順位(行政への事前了解有り)に従い対応する	⇒	業務部は支局・県・報道機関へ報告を行う
9.ホームページにアップし、事務員にはバス停へのビラ貼りなど告知作業を依頼する		